

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年8月21日	不動産番号	4103000247572
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	北秋田郡鷹巣町鷹巣字本屋敷			[余白]	
	北秋田市鷹巣字本屋敷			平成17年3月22日行政区画変更 平成17年3月24日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
33番1	畑	3719		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年8月21日	
[余白]	[余白]	4509		③錯誤 〔平成20年8月1日〕	
[余白]	宅地	4509.13		②③年月日不詳地目変更 〔平成25年8月26日登記〕	
[余白]	[余白]	3830.39		③33番1、33番2、33番3に分筆 〔平成27年8月31日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和15年9月18日 第1079号	原因 昭和15年9月1日買収 所有者 秋田県 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年8月21日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(秋田地方法務局大館支局管轄)
令和2年6月18日
秋田地方法務局

登記官

田口広樹



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。